

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託する際には、情報セキュリティのための体制と遵守状況についての届出を求め確認している。
事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和6年3月29日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム5									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供機能 情報照会ネットワークシステムを介して、情報照会請求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ・既存システム接続機能 中間サーバと各既存システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ・情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し管理する。 ・情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 ・データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ・セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ・職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ・システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()									
システム6									
①システムの名称	団体内統合宛名管理システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名番号の付番と管理 各業務システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内宛名番号を付番し、関係する各業務システムの宛名番号と団体内宛名番号・基本情報・個人番号を紐付けて格納・管理を行う。 ・符号取得支援・確認 処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 ・情報提供機能 中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。 ・情報照会機能 各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。 ・宛名情報照会 団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバシステム)</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバシステム)	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバシステム)									

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第1の16 (2) 番号条例第3条(特定個人情報の利用)第1項、第2項及び第3項</p> <p>2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号、別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項並びに関係する主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれら法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 財政部 課税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者及びその被扶養者、承継人、納税管理人
その必要性	適正な住民税賦課の実現のため必要な特定個人情報を保有する必要がある。 また課税対象者が国外へ転出した場合、又は死亡した場合、当該課税対象者に代わって納税する納税管理人、承継人の情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 個人番号 : 申告情報の個人を正確に特定するため その他識別番号 : 庁内システムで個人を正確に特定するため ・連絡先情報 4情報 : 税額通知書の送付先情報として使用するため 連絡先(電話番号等) : 本人への連絡などに使用するため その他住民票関係情報 : 課税対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するため ・業務関係情報 国税関係情報 : 国税庁との相互の税務調査のため 地方税関係情報 : 適正な賦課・更正、納税通知書及び所得・課税証明書等を発行するため 医療保険関係情報 : 国民健康保険・後期高齢者医療保険資格者情報を把握することにより、未申告者への申告勧奨及び適正な賦課・更正を行うため 障害者福祉関係情報 : 障害者手帳交付を受けている者の等級を把握することにより、未申告者への申告勧奨及び適正な賦課・更正を行うため 生活保護・社会福祉関係情報 : 申告書を送付する際、生活保護受給者を除外するため 年金関係情報 : 年金からの特別徴収税額を決定するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	周南市役所 財政部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (収納課、高齢者支援課、障害者支援課、生活支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署(国税庁)・年金支払者(日本年金機構のみ)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者・年金支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い、公平・公正な賦課を行うとともに各種証明書を発行するため	
④使用の主体	使用部署	財政部課税課・新南陽総合支所市民福祉課・熊毛総合支所市民福祉課・鹿野総合支所市民福祉課 環境生活部市民課・地域振興部15支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象者及びその被扶養者の管理を行う。 ・提出された課税資料の登録を行う。 ・各種課税資料を基に合算処理を行い、徴収方法を決定し賦課を行う。 ・特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に給与特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ・普通徴収納税義務者及び年金にかかる特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 ・未申告者等申告が必要と思われる者に対し申告書を発送する。 ・賦課決定後、申請のあった者に対し、各種証明書を発行する。
	情報の突合	課税対象者情報と申告等の情報を突合し、適正な賦課を行うため
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (5) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1 住民税システム保守業務委託		
①委託内容	既存個人住民税システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立ソリューションズ西日本	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2 データ入力業務委託		
①委託内容	データ化されていない給与支払報告書及び年金支払報告書の電子データ作成業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	入札により委託するため不明	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3 納税通知書封入封緘業務委託及び特別徴収税額通知書圧着業務委託		
①委託内容	納税通知書封入封緘作業及び特別徴収税額通知書圧着作業	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	入札により委託するため不明	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4 住民税課税支援システム保守委託		
①委託内容	住民税課税支援システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立ソリューションズ西日本	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項5		eLTAXシステム保守委託
①委託内容		eLTAXシステム保守、データ連携サポート業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 NTTデータ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請書の提出により承認
	⑥再委託事項	1. 年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における現地対応作業 2. 年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における問い合わせ対応

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (65) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (24) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)、第11号、条例第4条第1項
②提供先における用途	別表第2の第2欄に掲げる事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税管理ファイルに記載されている者のうち提供先において必要となる者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収税額情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)
提供先3	日本年金機構他
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)
提供先4	周南市教育委員会

①法令上の根拠	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項第1号								
②提供先における用途	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例第3条及び周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則第2条・第3条により、就学援助費交付申請をした世帯の所得額を確認する。								
③提供する情報	所得情報及び扶養情報								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	就学援助費交付申請をした世帯員全員								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 専用線</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 電子メール</td> <td style="border: none;">[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] フラッシュメモリ</td> <td style="border: none;">[] 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁内連携システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[] フラッシュメモリ	[] 紙	[<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁内連携システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線								
[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
[] フラッシュメモリ	[] 紙								
[<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁内連携システム)									
⑦時期・頻度	通年								

移転先1	(別紙2)移転先のとおり
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第1項、第2項及び第3項
②移転先における用途	(別紙2)移転先のとおり
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者及びその被扶養者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2	こども未来部 子育て給付課
①法令上の根拠	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項
②移転先における用途	乳幼児及びこども医療費助成に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	周南市乳幼児及びこども医療費助成要綱による乳幼児及びこども医療費の助成を受けようとする者及び受給者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先3	こども未来部 子育て給付課
①法令上の根拠	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項
②移転先における用途	ひとり親家庭医療費助成に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	周南市ひとり親家庭医療費助成要綱によるひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者及び受給者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先4	福祉部 障害者支援課
①法令上の根拠	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項
②移転先における用途	重度心身障害者医療費助成に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	周南市重度心身障害者医療費助成要綱による重度心身障害者医療費の助成を受けようとする者及び受給者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先5	福祉部 生活支援課
①法令上の根拠	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項
②移転先における用途	生活保護法の取扱いに準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
③移転する情報	市町村民税に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護法の取扱いに準じた生活に困窮する外国人
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	(1)周南市における措置 ・サーバー室の入口でICカード認証を行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 (2)中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税賦課情報ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区区コード、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.編集電話番号、54.異動年月日、55.住民税整理番号、56.賦課資料区分コード、57.均等割区分、58.均等割パターン番号、59.入力区分、60.営業所得額、61.農業所得額、62.その他事業所得額、63.不動産所得額、64.利子所得額、65.配当所得額、66.株式配当所得額、67.公募外貨配当所得額、68.公募他配当所得額、69.その他配当所得額、70.所得税配当所得額、71.所得税株式配当所得額、72.所得税公募外貨配当所得額、73.所得税公募他配当所得額、74.所得税その他配当所得額、75.給与所得額、76.主たる給与支払額、77.従たる給与支払額、78.給与支払額内数専従者給与額、79.特定支出控除額、80.雑所得額、81.公的年金支払額、82.年金雑所得額、83.その他雑所得額、84.総合譲渡短期所得額、85.総合譲渡短期差引額、86.総合譲渡長期所得額、87.総合譲渡長期差引額、88.総合譲渡分特別控除額、89.一時所得額、90.一時差引額、91.総合一時所得額、92.短期一般所得額、93.短期一般差引額、94.短期一般特別控除額、95.短期軽減所得額、96.短期軽減差引額、97.短期軽減特別控除額、98.長期一般所得額、99.長期一般差引額、100.長期一般特別控除額、101.長期特定所得額、102.長期特定差引額、103.長期特定特別控除額、104.長期軽減所得額、105.長期軽減差引額、106.長期軽減特別控除額、107.長期特別所得額、108.長期特別差引額、109.長期特別特別控除額、110.土地等雑所得額、111.超短期所得額、112.株式譲渡所得額、113.商品先物取引所得額、114.山林所得額、115.山林特別控除額、116.退職所得額、117.退職所得控除額、118.退職支払額、119.市町村源泉退職所得割額、120.都道府県源泉退職所得割額、121.総合退職所得額、122.総合退職所得控除額、123.変動所得額、124.前年変動所得額、125.前々年変動所得額、126.臨時所得額、127.平均課税対象金額、128.免税所得額、129.肉用牛売却価格、130.肉用牛免税対象所得額、131.肉用牛免税対象外所得額、132.非課税所得額、133.申告0円所得区分01、134.申告0円所得区分02、135.申告0円所得区分03、136.申告0円所得区分04、137.申告0円所得区分05、138.申告0円所得区分06、139.申告0円所得区分07、140.申告0円所得区分08、141.申告0円所得区分09、142.申告0円所得区分10、143.総所得金額、144.合計所得金額、145.総所得金額等、146.所得税総所得金額、147.所得税合計所得金額、148.所得税総所得金額等、149.総所得損通所得額、150.総合短期損通所得額、151.総合長期損通所得額、152.短期一般損通所得額、153.短期軽減損通所得額、154.長期一般損通所得額、155.長期特定損通所得額、156.長期軽減損通所得額、157.長期特別損通所得額、158.土地等雑損通所得額、159.超短期損通所得額、160.山林損通所得額、161.株式譲渡損通所得額、162.商品先物取引損通所得額、163.退職損通所得額、164.所得税総所得損通所得額、165.所得税総合短期損通所得額、166.所得税総合長期損通所得額、167.所得税短期一般損通所得額、168.所得税短期軽減損通所得額、169.所得税長期一般損通所得額、170.所得税長期特定損通所得額、171.所得税長期軽減損通所得額、172.所得税長期特別損通所得額、173.所得税土地等雑損通所得額、174.所得税超短期損通所得額、175.所得税株式譲渡損通所得額、176.所得税商品先物取引損通所得額、177.所得税山林損通所得額、178.所得税退職損通所得額、179.雑損控除額、180.医療費控除額、181.社会保険料控除額、182.小規模共済控除額、183.生命保険料控除額、184.所得税生命保険料控除額、185.生命保険料支払額、186.個人年金保険料支払額、187.損害保険料控除額、188.所得税損害保険料控除額、189.損害保険料支払額、190.長期損害保険料支払額、191.寄付控除額、192.所得税寄付金控除額、193.合計控除額、194.所得税合計控除額、195.控対配該当コード、196.配偶者区分、197.配特有無区分フラグ、198.配偶者特別控除額、199.所得税配偶者特別控除額、200.配偶者合計所得金額、201.扶養一般該当人数、202.扶養年少該当人数、203.扶養特定該当人数、204.扶養老人該当人数、205.扶養同居老人該当人数、206.扶養特障該当人数、207.扶養同居特障該当人数、208.扶養普障該当人数、209.未成年該当コード、210.老年者該当コード、211.寡婦該当コード、212.障害者該当コード、213.勤労学生該当コード、214.住民税申告区分、215.本専区分、216.配専区分、217.青色専従該当人数、218.白色専従該当人数、219.専従者控除額、220.繰越損失額、221.純損失額、222.譲渡繰越損失額、223.雑損失額、224.特定株式損失額、225.当年純損失額、226.当年譲渡繰越損失額、227.当年雑損失額、228.当年特定株式損失額、229.前純損失額、230.前譲渡繰越損失額、231.前雑損失額、232.前特定株式損失額、233.前々純損失額、234.前々譲渡繰越損失額、235.前々雑損失額、236.前々特定株式損失額、237.所得税総所得課税額、238.所得税短期一般課税額、239.所得税短期軽減課税額、240.所得税長期一般課税額、241.所得税長期特定課税額、242.所得税長期軽減課税額、243.所得税長期特別課税額、244.所得税土地等雑課税額、245.所得税超短期課税額、246.所得税株式課税額、247.所得税商品先物取引課税額、248.所得税山林課税額、249.所得税退職課税額、250.総所得所得税額、251.短期一般所得税額、252.短期軽減所得税額、253.長期一般所得税額、254.長期特定所得税額、255.長期軽減所得税額、256.長期特別所得税額、257.土地等雑所得税額、258.超短期所得税額、259.株式所得税額、260.商品先物取引所得税額、261.山林所得税額、262.退職所得税額、263.所得税配当控除額、264.住宅借入金特別控除額、265.その他特別控除額、266.定率控除前所得税額、267.所得税災害減免額、268.所得税外国税額控除額、269.定率控除後所得税額、270.所得税額、271.総所得課税額、272.短期一般課税額、273.短期軽減課税額、274.長期一般課税額、275.長期特定課税額、276.長期軽減課税額、277.長期特別課税額、278.土地等雑課税額、279.超短期課税額、280.株式課税額、281.商品先物取引課税額、282.山林課税額、283.退職課税額、284.市町村総所得所得割額、285.市町村短期一般所得割額、286.市町村短期軽減所得割額、287.市町村長期一般所得割額、288.市町村長期特定所得割額、289.市町村長期軽減所得割額、290.市町村長期特別所得割額、291.市町村土地等雑所得割額、292.市町村超短期所得割額、293.市町村株式所得割額、294.市町村商品先物取引所得割額、295.市町村山林所得割額、296.市町村退職所得割額、297.市町村算出所得割額、298.市町村配当控除額、299.市町村外国税額控除額、300.市町村調整額、301.市町村特別減税額、302.市町村定率控除額、303.市町村免税額、304.市町村所得割額、305.市町村端数切捨所得割額、306.市町村特別減税前所得割額、307.市町村定率控除前所得割額、308.市町村均等割額、309.市町村民税額、310.都道府県総所得所得割額、311.都道府県短期一般所得割額、312.都道府県短期軽減所得割額、313.都道府県長期一般所得割額、314.都道府県長期特定所得割額、315.都道府県長期軽減所得割額、316.都道府県長期特別所得割額、317.都道府県土地等雑所得割額、318.都道府県超短期所得割額、319.都道府県株式所得割額、320.都道府県商品先物取引所得割額、321.都道府県山林所得割額、322.都道府県退職所得割額、323.都道府県算出所得割額、324.都道府県配当控除額、325.都道府県外国税額控除額、326.都道府県調整額、327.都道府県特別減税額、328.都道府県定率控除額、329.都道府県免税額、330.都道府県所得割額、331.都道府県端数切捨所得割額、332.都道府県特別減税前所得割額、333.都道府県定率控除前所得割額、334.都道府県均等割額、335.都道府県民税額、336.課税非課税区分コード、337.年税額、338.市町村所得割減免額、339.市町村均等割減免額、340.都道府県所得割減免額、341.都道府県均等割減免額、342.株式譲渡上場所得額

【次頁に続く】

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【前頁からの続き】

343. 所得税株式譲渡上場所得額、344. 所得税株式譲渡所得額、345. 株式譲渡上場損通所得額、346. 所得税株式譲渡上場損通所得額、347. 株式上場課税額、348. 所得税株式上場課税額、349. 肉牛軽減課税額、350. 市町村株式上場所得割額、351. 都道府県株式上場所得割額、352. 市町村肉牛軽減所得割額、353. 都道府県肉牛軽減所得割額、354. 株式上場所得税額、355. 肉牛軽減所得税額、356. 株式含む合計所得金額、357. 先物取引損失額、358. 当年先物取引損失額、359. 前々先物取引損失額、360. 前々先物取引損失額、361. 配当割控除額、362. 株式譲渡割控除額、363. 市町村定率控除後所得割額、364. 都道府県定率控除後所得割額、365. 控除超過額、366. 居住用特定譲渡所得額、367. 居住用特定損失額、368. 市町村株式譲渡配当割控除額、369. 都道府県株式譲渡配当割控除額、370. 市町村65歳以上の特例控除額、371. 都道府県65歳以上の特例控除額、372. 市町村調整控除額、373. 都道府県調整控除額、374. 市町村控除不足額、375. 都道府県控除不足額、376. 市町村内充当額、377. 都道府県内充当額、378. 市町村外充当額、379. 都道府県外充当額、380. 標準税率市町村総所得、381. 標準税率市町村山林、382. 標準税率市町村退職、383. 標準税率市町村算出所得割、384. 標準税率市町村調整額、385. 標準税率定率控除前市町村所得割、386. 標準税率定率控除後市町村所得割額、387. 標準税率市町村65歳以上の特例控除額、388. 標準税率市町村所得割、389. 標準税率市町村所得割端数切捨、390. 標準税率市町村均等割、391. 標準税率都道府県総所得、392. 標準税率都道府県山林、393. 標準税率都道府県退職、394. 標準税率都道府県算出所得割、395. 標準税率都道府県調整額、396. 標準税率定率控除前都道府県所得割、397. 標準税率定率控除後都道府県所得割額、398. 標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、399. 標準税率都道府県所得割、400. 標準税率都道府県所得割端数切捨、401. 標準税率都道府県均等割、402. 政党等寄付金特別控除額、403. 耐震改修特別控除額、404. 住宅借入金特別控除可能額、405. 市町村住宅借入金特別控除可能額、406. 都道府県住宅借入金特別控除可能額、407. 市町村税源移譲減額、408. 都道府県税源移譲減額、409. 標準税率市町村税源移譲減額、410. 標準税率都道府県税源移譲減額、411. 寄附金控除自治体分、412. 寄附金控除都道府県指定分、413. 寄附金控除市町村指定分、414. 内私的年金支払額、415. 基礎控除対象フラグ、416. 市町村寄附金控除額、417. 都道府県寄附金控除額、418. 内年金フラグ、419. 内特徴フラグ、420. 三徴収フラグ、421. 居住開始年月日、422. 住宅控除区分、423. 住宅借入金残高、424. 居住開始年月日2、425. 住宅控除区分2、426. 住宅借入金残高2、427. 山林純損失額、428. 当年山林純損失額、429. 前山林純損失額、430. 前々山林純損失額、431. 株式配当損失額、432. 分離配当所得額、433. 分離配当損通所得額、434. 所得税分離配当損通所得額、435. 投資等税額控除額、436. 所得税肉牛軽減課税額、437. 所得税分離配当課税額、438. 分離配当課税額、439. 所得税分離配当所得額、440. 市町村分離配当所得割額、441. 都道府県分離配当所得割額、442. 新生命保険料支払額、443. 新個人年金保険料支払額、444. 介護保険料支払額、445. 徴収区分、446. 通知書番号、447. 徴収データ内連番、448. 徴収データ内サブ連番、449. 事業所個人番号、450. 履歴判定、451. 決議年月日、452. 住民税受給者番号、453. 普徴事業所番号、454. 住民税異動区分コード、455. 住民税異動事由コード1、456. 住民税異動事由コード2、457. 異動年月日、458. 変更開始月期、459. 徴収済月期、460. 併徴普徴変更期、461. 併徴普徴徴収済期、462. 随時処理フラグ、463. 差引課税額、464. 既課税額、465. 期別06月01期税額、466. 賦課年度01、467. 納期限01、468. 期別07月02期税額、469. 賦課年度02、470. 納期限02、471. 期別08月03期税額、472. 賦課年度03、473. 納期限03、474. 期別09月04期税額、475. 賦課年度04、476. 納期限04、477. 期別10月05期税額、478. 賦課年度05、479. 納期限05、480. 期別11月06期税額、481. 賦課年度06、482. 納期限06、483. 期別12月07期税額、484. 賦課年度07、485. 納期限07、486. 期別01月08期税額、487. 賦課年度08、488. 納期限08、489. 期別02月09期税額、490. 賦課年度09、491. 納期限09、492. 期別03月10期税額、493. 賦課年度10、494. 納期限10、495. 期別04月11期税額、496. 賦課年度11、497. 納期限11、498. 期別05月12期税額、499. 賦課年度12、500. 納期限12、501. 期別13期税額、502. 賦課年度13、503. 納期限13、504. 期別14期税額、505. 賦課年度14、506. 納期限14、507. 期別15期税額、508. 賦課年度15、509. 納期限15、510. 期別16期税額、511. 賦課年度16、512. 納期限16、513. 期別17期税額、514. 賦課年度17、515. 納期限17、516. 期別18期税額、517. 賦課年度18、518. 納期限18、519. 退避用履歴判定、520. 収納過年度更正フラグ、521. 充当額、522. 還付額、523. 期別06月01期充当、524. 期別07月02期充当、525. 期別08月03期充当、526. 期別09月04期充当、527. 期別10月05期充当、528. 期別11月06期充当、529. 期別12月07期充当、530. 期別01月08期充当、531. 期別02月09期充当、532. 期別03月10期充当、533. 期別04月11期充当、534. 期別05月12期充当、535. 期別13期充当、536. 期別14期充当、537. 期別15期充当、538. 期別16期充当、539. 期別17期充当、540. 期別18期充当、541. 返戻01期、542. 返戻課税年度01、543. 返戻納期限01、544. 返戻02期、545. 返戻課税年度02、546. 返戻納期限02、547. 返戻03期、548. 返戻課税年度03、549. 返戻納期限03、550. 返戻04期、551. 返戻課税年度04、552. 返戻納期限04、553. 返戻05期、554. 返戻課税年度05、555. 返戻納期限05、556. 差引課税額年金分、557. 期別06月01期税額年金分、558. 期別07月02期税額年金分、559. 期別08月03期税額年金分、560. 期別09月04期税額年金分、561. 期別10月05期税額年金分、562. 徴収税額特徴内訳分、563. 市町村所得割額特徴内訳分、564. 市町村均等割額特徴内訳分、565. 都道府県所得割額特徴内訳分、566. 都道府県均等割額特徴内訳分、567. 使用区分、568. 住民税メ01、569. 住民税メ02、570. 住民税メ03、571. 住民税メ04、572. 住民税メ05、573. 住民税メ06、574. 住民税メ07、575. 住民税メ08、576. 住民税メ09、577. 住民税メ10、578. 住民税メ11、579. 住民税メ12、580. 住民税メ13、581. 住民税メ14、582. 住民税メ15、583. メ注意フラグ、584. 海外出張開始年月日、585. 海外出張終了年月日、586. 市内家族個人番号、587. 市内家族メ氏名カナ、588. 市内家族メ氏名漢字、589. 申告書送付有無コード、590. 申告書適用年月日、591. 申告書送付理由コード、592. 申告書送付メ、593. 指定徴収区分、594. 徴収事業所番号、595. 住登外仮登録フラグ、596. 原票番号、597. 課税294条該当コード、598. 生保該当フラグ、599. 証明書発行停止フラグ、600. 294条通知発送有無フラグ、601. 294条通知自治体コード、602. 294条通知自治体名称

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①課税対象者情報にない者から提出のあった申告等情報については、速やかに他自治体等に資料回送を行う。 ②課税対象者情報については、原則として住民基本台帳に記載されている者であるため、不必要な情報を入手することはない。（住民登録外課税をする場合は、本人もしくは事業所等に確認を行ってから情報を入手している。） ③住民または住民以外からの申告等情報については、必要最小限の情報の記載のみとしているため、その他の情報の入手はない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①課税対象者は住民税システムで検索するが、検索できなかった場合は、庁内LANで連携している宛名システムで検索する。この場合も、宛名システムに格納されている個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行う。 ②住民税課税支援システム、住民税システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を収集及び保有しない。 ③住民税課税支援システムの申告受付機能、住民税システムの住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①住民税課税支援システム、住民税システムへのアクセスにおいて、ICカード及び識別情報(ユーザID/パスワード)による認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<従業者が事務外で使用するリスクに対する措置> ①システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ②個人番号は、通常の照会画面には表示されないため、個人番号以外を照会した際に、目に入らない仕組みとする。また、個人番号照会画面を参照するためには、通常の照会画面とは別の画面を展開する必要があり、展開した場合はログが記録される。 <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置> ①バックアップファイルの取得は入退室を管理するサーバ室での作業に限定とする。 ②機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じる。 ③庁内の端末の持ち出しは、行わない。 <その他の措置> ①スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ②画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめるとともに、処理終了後は裁断(シュレッダー)もしくはクリーンセンターに直接運び込み、焼却処分する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持 ・目的外使用及び第三者への提供の制限 ・漏えい、改ざん、滅失、き損その他事故防止 ・複写または複製の禁止 ・業務終了後、業務に関して作成した一切のものを再生不可能にして廃棄または消去 ・視察、監査の実施 ・特定個人情報の閲覧者、更新者の制限 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・契約書及び仕様書に個人情報保護に関する項目を謳い、遵守を求める。 ・委託先から他社への提供は認めない。 ・情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードを設定する。 ・必要に応じて周南市は現地調査・確認を行う。 ・目的外使用、第三者への提供及び複写(複製)を禁止する。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報にアクセスできる権限を個人IDで制限している。またシステム上で外部へのデータ転送を制限している。	
その他の措置の内容	制度改正等により提供内容や移転内容等に変更があった場合は、庁内において速やかに情報共有をする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>(1) 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※1: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 ※2: 番号法別表第二及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 ※3: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>(1) 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>(1) 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>(2) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>◆物理的対策 <周南市における措置> ①サーバー室への入退室管理を行う。 ②サーバー室へ無断で機器を持ち込むことを禁止する。 ③サーバー室の消火設備は、不活性ガス(窒素)消火設備とする。 ④サーバー室の機器類は、施錠による盗難防止、及び配線の整理・集約による抜け防止を実施する。 ⑤特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用する。</p> <p>◆技術的対策 <周南市における措置> ①ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ②ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入する。 ③定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査する。 ④ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御する。 ⑤外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止する。 ⑥外部からの庁内のサーバ等に対する攻撃を監視する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>◆削除・廃棄の方法 削除・廃棄の際は、復元不可能な手段を採用し、削除・廃棄した記録の保存を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [] 十分に行っている [] 十分に行っていない
<選択肢>
1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

具体的な方法
<周南市における措置>
①職員に対しては、特定個人情報保護の取扱いに関するセキュリティ研修を実施する。
②委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付ける。
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	周南市役所 財政部 課税課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8273)
②請求方法	周南市個人情報保護条例第16条に基づき、必要事項を記載した開示等請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	周南市役所 財政部 課税課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8273)
②対応方法	・問い合わせを受け付けた際に対応の記録を残す。 ・情報開示に当たっては、必要に応じて関係先に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年12月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	(別紙1)提供先 61項 提供先		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	事後	
令和4年4月1日	(別紙1)提供先 61項 別表第二の項番		121	事後	
令和4年4月1日	(別紙1)提供先 61項 提供先における用途		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年4月1日	(別紙2)移転先 6項 移転先	財政部 収納課 環境生活部 市民課	財政部 収納課 環境生活部 市民課 シティプロモーション推進部 シティプロモーション課	事後	
令和4年4月1日	(別紙2)移転先 25項 移転先		健康医療部 保険年金課	事後	
令和4年4月1日	(別紙2)移転先 25項 別表第一の項番		95	事後	
令和4年4月1日	(別紙2)移転先 25項 移転先における用途		年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年4月1日	(別紙2)移転先 26項 移転先		こども・福祉部 地域福祉課	事後	
令和4年4月1日	(別紙2)移転先 26項 別表第一の項番		101	事後	
令和4年4月1日	(別紙2)移転先 26項 移転先における用途		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録されている項目 主な記録項目		[○]障害者福祉関係情報	事後	
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録されている項目 その他妥当性		障害者福祉関係情報：障害者手帳交付を受けている者の等級を把握することにより、未申告者への申告勧奨及び適正な賦課・更正を行うため	事後	
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの取り扱い概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社 アイテックス	入札により委託するため不明	事後	
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの取り扱い概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無		[○]提供を行っている(63)件 [○]提供を行っている(65)件	事後	
令和6年3月29日	(別紙1)提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途	12 市町村長 第21項 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	
令和6年3月29日	(別紙1)提供先 提供先	13	12	事後	

令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途		13 都道府県知事 第26項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途		15 都道府県知事 第28項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途		16 厚生労働大臣又は共済組合等 第29項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	15	17	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	16	18	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	17	19	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	18	20	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	19	21	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	20	22	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	21	23	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	22	24	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	23	25	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	24	26	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	25	27	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	26	28	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	27	29	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	28	30	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	29	31	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	30	32	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	31	33	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途		34 都道府県知事等 第63項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途		35 都道府県知事又は市町村長 第64項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途		36 都道府県知事等 第65項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	32	37	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	33	38	事後	

令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	34	39	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途		40 厚生労働大臣又は都道府県知事 第71項 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	35	41	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途	36 厚生労働大臣 第77項 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	37	42	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	38	43	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	39	44	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途		45 都道府県知事等 第87項 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途	40 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 第89項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	41	46	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	42	47	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	43	48	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途	44 都道府県知事 第96項 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	45	49	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	46	50	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	47	51	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	48	52	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途	49 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 第105項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	50	53	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途		54 厚生労働大臣 第107項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	51	55	事後	

令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途	52 厚生労働大臣 第111項 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途	53 厚生労働大臣 第112項 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付の遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	54	56	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	55	57	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途		58 平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会 第115項 平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	56	59	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	57	60	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先	58	61	事後	
令和6年3月29日	(別紙1) 提供先 提供先 別表第二の項番 提供先における用途		62 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 第121項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年3月29日	(別紙2) 移転先 移転先	15 こども福祉部 次世代政策課	15 こども・福祉部 次世代政策課	事後	
令和6年3月29日	(別紙2) 移転先 移転先 別表第一の項番 移転先における用途		27 こども・福祉部 地域福祉課 第121項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの取り扱い概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	こども・福祉部 次世代支援課	こども未来部 子育て給付課	事前	
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの取り扱い概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	こども・福祉部 次世代支援課	こども未来部 子育て給付課	事前	
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの取り扱い概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	こども・福祉部 障害者支援課	福祉部 障害者支援課	事前	
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの取り扱い概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	こども・福祉部 生活支援課	福祉部 生活支援課	事前	

令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 1	こども・福祉部 障害者支援課	福祉部 障害者支援課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 2	こども・福祉部 次世代支援課	こども未来部 子育て給付課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 4	こども・福祉部 障害者支援課	福祉部 障害者支援課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 5	こども・福祉部 生活支援課	福祉部 生活支援課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 6	財政部 収納課 環境生活部 市民課 シティプロモーション推進部 シティプロモーション課	財政部 収納課 環境生活部 市民課 地域振興部 移住交流推進課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 9	こども・福祉部 障害者支援課	福祉部 障害者支援課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 12	こども・福祉部 次世代支援課	こども未来部 子育て給付課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 13	こども・福祉部 高齢者支援課	福祉部 高齢者支援課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 14	こども・福祉部 次世代支援課	こども未来部 子育て給付課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 15	こども・福祉部 次世代支援課	こども未来部 子育て給付課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 16	こども・福祉部 障害者支援課	福祉部 障害者支援課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 18	こども・福祉部 次世代支援課	こども未来部 子育て給付課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 21	こども・福祉部 生活支援課	福祉部 生活支援課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 22	こども・福祉部 高齢者支援課	福祉部 高齢者支援課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 24	こども・福祉部 障害者支援課	福祉部 障害者支援課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 26	こども・福祉部 次世代支援課	こども未来部 子育て給付課	事前	
令和6年4月1日	(別紙2) 移転先 移転先 27	こども・福祉部 地域福祉課	福祉部 地域福祉課	事前	